

## 公 募 公 告

下記のとおり公告に付する。

## 記

1. 公募に付する事項:国有財産の使用許可を受けて飲料用自動販売機の設置を希望する者
2. 設置場所:鹿児島県志布志市志布志町志布志3259 志布志港湾合同庁舎
3. 設置台数:1台
4. 使用許可期間:令和8年4月1日から令和13年3月31日
5. 募集者数:1者
6. 選定方法:応募者により提案された使用料の額により競争を行う方法とする。
7. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項
  - (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
  - (3) 国税及び地方税の未納がない者であること。
  - (4) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有する者であること。
  - (5) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
  - (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
  - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
  - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
  - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
  - (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
  - (11) 下記8の説明を受けた者であること。
  - (12) その他の条件については、下記8(2)に示す場所において説明する。
8. 公募事項等説明の日時及び場所
  - (1) 日 時:令和7年12月24日(水)～令和8年1月19日(月)
 

平日 09時00分～12時00分、13時00分～17時00分
  - (2) 場 所:①長崎県長崎市出島町1番36号 長崎税関総務部会計課営繕係(長崎税関3階)  
電話 095-828-8637 担当:乃美  
②鹿児島県志布志市志布志町志布志3259 志布志港湾合同庁舎  
電話 099-472-1689 担当:大峯
9. 価格提案書等の提出
 

令和8年1月20日(火)17時00分までに上記8(2)①の連絡先へ提出すること。  
なお、郵送による提出も可とするが、提出期限は必着とする。
10. 価格提案書等の無効
 

本公告に示した公募参加に必要な資格のない者の提出した価格提案書等は無効とする。

以上公告する。

令和7年12月24日

長崎税関長 酒井 健太郎